〔災害事例〕　携帯用グラインダーにより指を切断

【災害発生状況】

A 社は従業員十人弱の工務店である。従業員 B は、請け負っていた中古住宅の改造作業工程が少し予定より遅れたことで焦っていた。その日の作業は、新たに音響機器用の棚を取り付けるために、部屋の押し入れの奥にある鋼材を切断することであった。このような場所での鋼材の切断には、手持ちグラインダー（切断用携帯研削盤）で切断することが一番効率的と思い、それを使用して行った。

作業現場は、押し入れの奥なので暗くて、仮設の電灯による照明で内部がやっと見える状態であった。また、奥まった狭いところなので体全体を入れることはできず、両手で手持ちグラインダーをつかみ、両手を奥に差し込んで、鋼材にあてがって切断する方法で作業した。

法令により、回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼす恐れがあるときは、研削といしには覆いを設けなければならない。これに適合するように、市販のグラインダーには、保護カバーをつけて販売されている。ところが保護カバーは取り外すことが可能である。そのため、狭い場所で作業をするときは、保護カバーが作業に邪魔であったので、A 社では保護カバーを取り外して切断作業をすることが多かった。**この作業においても、保護カバーは外してあった。**

切断作業の最中に、従業員 B は翌日の作業の手配を忘れていることを思い出し、思わず手が滑り、グラインダーを床に落としてしまった。グラインダーは、狭い床と壁とではねて、慌てて手を引っ込めたが間に合わず、手の指を切断する事故に至った。

【発生原因分析】

保護カバーを外して切断作業を行った。

【間接的原因】

① A 社の従業員には職長教育を受けたものは居なかった。

① A 社の従業員は、研削といしの取り換え、または取り替え時の試運転業務に関する特別教育を受けていなかった。

③ 研削といしには覆いが必要であるが、それを認識せず、作業のやりやすさを優先したため、狭い場所での作業では、覆いを外して作業することが通常行われていた。

④ 機械の取扱説明書を読んだことが無いし、工具箱にも取扱説明書を入れてなかった。

⑤ 機械の日常点検を行っていなかった。

【　対応策　】

社長は、事故の件を聞いて、職長教育、特別教育等の法令のことを認識し、これらを順守することにした。そのため、職長教育、研削といしの取り換え、または取り替え時の試運転業務に関する特別教育を従業員に受講させることにし、即座に実行に移した。また、機械の日常点検を行い、記録をつけるようにした。

【関係法令】

■労働安全衛生法（以下、法と略す）第六十条　事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。(以下略)

■労働安全衛生法施行令第十九条　法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一　建設業　(以下略)

■法第五十九条

(前略)

３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

■労働安全衛生法施行規則（以下則と略す）第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一　研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務　(以下略)

■ 則第百十七条　事業者は、回転中の研削といしが労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆を設けなければならない。ただし、直径が五十ミリメートル未満の研削といしについては、この限りでない。

(　以上　)

(一般社団法人)日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部　／　東京技能者協会